

## 東・中欧諸国の革命的変革と「信教の自由」

——ポーランドとハンガリーを中心として——

清水 望

はしがき

さきに旧ソ連・東欧諸国憲法下の「信教の自由」規定の態様とその実態が、いかなるものであったか、それが人権の国際化という時代的要請にともなって、徐々に変化のきざしをみせ、ゴルバチョフの宗教のペレストロイカ（改革）政策に呼応して推進されたことを素描した。すでに触れたように、アメリカ主導の北大西洋条約機構（NATO）と旧ソ連主導のワルシャワ条約機構（WTO）とが、互いに敵対関係にあった状況は終焉した。このWTOに加盟していた東側諸国が、市民のおよび政治的権利に関する国際規約（B規約）等の影響をつけたことは言うまでもない。<sup>(1)</sup>その後、ヨーロッパ安全保障条約機構——一般に全欧安保協力会議（CSC E）といわれている——によって、より強力な包括的な安全保障をめざす時代にはいった。このCSC Eは、フィンランドの首都ヘルシンキで開催、参加国はアルバニ

アを除く欧州諸国と米加の三五ヶ国（但し、一九九一年より三八ヶ国）で、NATO加盟国一六ヶ国、WTO加盟国七ヶ国および中立・非同盟一二ヶ国であった。一九七五年八月一日に採択されたヘルシンキ宣言は、当時のCSCEの最終文書で「欧州平和共存憲章」とも呼ばれる。<sup>(2)</sup>このヘルシンキ宣言以降、これを再検討する会議が、第一回ベオグラード、第二回マドリードを経て、第三回のウィーン会議（一九八六年一月から一九八九年一月）が開催された。この第三回会議における最も顕著な成果が、東側諸国も参加した人権に関する取決めであったことは、見のがすことができない。<sup>(3)</sup>

この間の経緯は、CSCEの第三回ウィーン会議におけるオーストリア代表団のメンバーであったS・レーネの著、Phan Leineの近著『全欧安保協力会議のウィーン会議（一九八六年―八九年）——東西関係の転換期——』（一九九一年）に詳述されている。レーネによれば、一九八六年一月の段階では西側諸国の多くの政府は、ゴルバチョフの提唱した軍事的安全保障に関する「新思考」の意義を認めたものの、旧ソ連の国内的改革の可能性については、依然として懐疑的であった。しかしながらこの第三回ウィーン会議において、一九八七年中葉までに西側諸国の最も強硬論を展開した代表者ですら、旧ソ連の人権関係記録が、改善の方向にむかって重要な転換をみせたことを認めた。こうして二、三ヶ月を経ずして西側諸国の政府が、人権の領域において第三回ウィーン会議での可能性について、当初抱いた疑念をむしろ強い期待へとその態度を軟化させたことは故なしとしない。東側諸国で最も影響力をもった国、旧ソ連・東欧の広範囲にわたる改革の過程が、第三回ウィーン会議のきわめて実質的な成果を生み出すであろうことは、ますます明らかになっていった。<sup>(4)</sup>とくに人権の国際化の波は、ゴルバチョフのペレストロイカと結びつき、相乗効果をとれない、この領域でも予想をこえる成果をあげることができた。<sup>(5)</sup>それではここという成果とは、いかなるもので

あったか。本稿では、この点について、さらに具体的に検討することにした。

## 一 人権の国際化と東・中欧の革命の変革

I 一九七二年以降、C S C Eにおける人権に関する討議の過程は、二つの異なる哲学の対立によって特徴づけられてきた。一方で西側諸国および中立的立場をとる諸国は、国に対する個人の保護、政治的および市民的権利、法の支配、人権侵害についての国際的討議の正当性を強調した。他方では東側諸国は、社会的・経済的権利および平和に生存する権利、市民の権利・義務についての平等の地位および不干渉のルール——彼らの見解では、他国における人権状況を討議することを禁止した——を主張した。もちろんその討議は、二つのアプローチの主要な要因を単純に並置し、それを指摘することだけではすまされない複雑な様相を呈した。<sup>(6)</sup>

もとより二つの相容れないイデオロギー体系の対立によって影を投げかけられたとはいえ、人権への配慮は、C S C Eプロセスにおいて顧みられなかったわけではなく、その底では依然として認められた。ヘルシンキ宣言以降、これを再検討する第一回ベオグラード会議を経て、第二回マドリッド会議で表明された規範的なテキストは、当然のことながら西側指向であった。しかし旧ソ連は、彼らじしんの人権の原理に合致する解釈が許容されるよう、かつその現実の政策ゆえに生ずるいかなる帰結をも回避されるよう、できる限り広範な、かつ緩やかな方策を講ずることに努めた。<sup>(7)</sup>

人権について第三回ウィーン会議がもつ重要性は、当初、この領域における東西対立の状況を排除することにあっ

た。この会議の初期の段階において、旧ソ連の代表は、依然として旧来の社会主義的な人権原理をいくらでも啓発したかたちで推進しようとした。しかしゴルバチョフのグラスノスチおよびペレストロイカ政策が支持を得るに仕がつて、東側諸国の改革の政府は、徐々にイデオロギー的なアプローチを破棄していった。こうした変化への契機は、ゴルバチョフが一九八八年二月七日の国連演説で、国際関係をイデオロギーから開放し、普遍的な人間的価値に目をむけるべきことを訴えたときにみられた。<sup>(8)</sup>彼は、「法治国家からなる世界共同体」の構築を提唱するに際して、国連およびCSC Eプロセスの枠内で人権保障体制に積極的に参加する意向を表明するとともに、「人権分野での諸協定の解釈と適用に関するハーグ国際司法裁判所の判決が全ての国家を拘束すべきだ」との見解を表明した。それは旧ソ連が国際人権保障システムに積極的に関わろうとする意志の表明に他ならなかった。<sup>(9)</sup>

ところで東側諸国のアプローチの変化は、人権に関する取り決めに新たな性格を与えた。この取り決めに参加した諸国は、予期せざるほどに人権について共通の言葉で話し合うことができた。これがまとまらない争点、見解によってではなく、民主的・自由主義的哲学を一般的に受容することによって達成されたことの意義は少なくない。この哲学の根底にある四つの概念は、第三回ウィーン会議で締結された文書の人権規定および人道主義的規定に指標を与えている。公開性、多元性、法の支配および人権侵害を国際的に討議することの正当性がそれである。<sup>(10)</sup>この第三回ウィーン会議では多くのことが取り決められたが、宗教の自由に関する第一六項目と一七項目のもつ意義は大きい。西側諸国、中立的立場をとる諸国の代表、また当然のことながらローマ教皇庁も、基本的人権を尊重することがいかなる人権政策のなかでも、その核心をなすものであることを配慮して、CSC Eプロセスの当初からこの問題を強調したことも故なしとしない。彼らは、最終〔合意〕文書で、「自らの良心の命ずるところにしたがつて行動し、単独でまた

は他の者と共同して宗教または信条を告白し、これを実行する個人の自由」を承認させることに成功した。この権利の再確認とは別個に、第二回マドリッド会議は、それぞれの国の「憲法の枠組みのなかで」行動する宗教団体の承認に有利に適用される方策を講じた。またその要件をみたす「宗教上の信仰、制度、組織」について意見を求める方策を講じたのである。<sup>(11)</sup>

レーネの指摘しているように、一連の西側諸国、オーストリアとローマ教皇庁により第三回ウィーン会議に提出された三つの類似の提案の核心は、東側諸国のややもすると宗教の自由を狭く解釈しようとする傾向を阻止しようとするものであった。したがって三つのテキストは、宗教の自由の主要な要因についての広範なカタログを含むものであった。そのことが強調されたのは、東側諸国の実態がとくに抑圧的であると認められる領域においてであった。しかしこの問題に関する第三回ウィーン会議の東側諸国のアプローチは矛盾したものであった。ブルガリア、チェコスロバキアおよび旧ソ連による提案は、西側諸国からみれば、「旧思考」の、簡潔に言えば、嘆かわしい事例にすぎなかった。伝統的な共産主義者の思考にあわせて、その提案は宗教的礼拝と反宗教的宣伝を同一視したからである。またそれは「宗教的信条と関連して敵意と憎悪をかきたてること」と「宗教的排他性」の宣伝を非難したからである。<sup>(12)</sup>それが「宗教の自由」の本来の趣旨に反するものであったことは言うまでもない。おそらくその矛盾に気付いたからであろう。<sup>(13)</sup>その後僅か二、三カ月で旧ソ連の代表の態度は変化した。それは彼らが、第三回ウィーン会議の最終「合意」文書が、あえてこれまでと異なる新たな人権政策を反映する宗教の自由に関して、きわめて広範な規定を含むうことを示唆し始めたからである。東側諸国が、西側諸国の広範にして特別なテキストへの要請を受け入れるさい、国の立法に言及することじたい、きわめて重要な問題であった。市民的および政治的な権利に関する国際規約(B規約)に

含まれるものと類似する一般的制限条項とは別個に、東側諸国は、国の立法についてとくにいくつかの言及を行った。とりわけ旧ソ連の代表部が繰り返し主張したことは、新宗教法がいまだ草案の段階であったので、その限りにおいて、国内の立法決定過程で十分な審議の余地を妨げるようなかたちで国際的に干渉するべきではない、ということであった。しかし一九八八年春、ロシア正教一〇〇〇年祭後、旧ソ連の立法は、特別な法的な条件を主張することをやめ西側諸国の要求をほぼ全面的に受け入れた。<sup>(14)</sup>

第一六項目は、すでに受容された宗教の自由に関する最も充実した取り決めの含んでいる。良心的理由による兵役拒否権に関するオーストリアの提案にみられる条項とは別個に、西側諸国の提案のすべての要因がテキストに収められたからである。<sup>(15)</sup> 宗教団体の権利に関する項目はとくに重要である。もしそれが履行されるならば、東側諸国における宗教生活を根本的に自由にすることになるであろう。たとえば宗教団体は以下に述べる権利を有する。

——自由に行くことのできる礼拝または集会の場所を確保し、維持すること

——自らの階層的、制度的構造にしたがって組織すること

——各宗教団体の要件および基準ならびに自由に受容された宗教団体と国とのあいだの協定に従って自らの役員（人事）を選出し、任命し、更迭すること

——自発的な財政的およびその他の寄付を要請し、受容すること（第一六項目の四）。<sup>(16)</sup>

宗教教育に関するテキストは、第一六項の最も争われた部分であった。旧ソ連の立法によれば、宗教教育は、家庭内における完全に私的な基盤にもとづいて行われるか、または宗教的人事（聖職者）の教育のために国が支援するゼミナールのいずれかで行われていたからである。<sup>(17)</sup> この点について、自らの確信にしたがって、自らの子供の宗教的およ

び道徳的教育を確保する両親の自由（第一六項目の七）、さらに適切な施設で聖職者の教育を認めること（第一六項目の八）が明示されることになった。<sup>(18)</sup>

その抵抗は長期にわたったものの、東側諸国の代表は、第一六項の六において「何人にも単独に、または他の者と共同して、自らの選択する言葉で宗教教育を与え、または受容させる」制限されることのない権利を受容することになったのである。

さらに個々の信徒および宗教団体が自ら選択する言葉で聖書、宗教的刊行物およびその他宗教または信条の表明に関わる論文、資料を取得し、所有し、利用する権利に関する第一六項目の九は重要な意味をもっている。また宗教的刊行物および資料を作成し、輸入し、普及させる宗教的信仰、制度、組織が認められるとする第一六項の一〇も重要である。

東側諸国は、取り決めの当初の段階から、宗教の自由に関するテキストのなかにB規約第一八条三項に準ずる制限条項を含ませるように主張した。西側諸国は、当初、このような条項は、本来の趣旨を回避する条項になる虞があるとして、その要請に懸念の意を表したが、宗教の自由の要因の包括的カタログが、これらの権利の正当な限界に関する言及を含まざるをえないことを認めた。第一七項目におけるこの条項の作成において、西側諸国の代表は、これらの制限がひろく悪用されて解釈されることに対して、これを擁護しようと努めた。<sup>(19)</sup>

上記の権利の行使は、法律の定める制限にのみ従い、国際法のもとにおける義務と合致し、かつ国際的責任とも合致することを、参加国は認めた。参加国は、その法律、規制において、またその適用において、思想、良心、宗教または信条の自由の十分にして実効的な行使を確保したのである。

このようにして宗教的な権利のいかなる法的制限も、国際法およびCSC Eプロセスの政治的責任に合致するものとされた。国内法も、宗教の自由の制限としてではなく、それを十分に行使しうるための保障として、これを実効的なものとする<sup>(20)</sup>ことになろう。

II すでに述べたことから窺えるように、取り決めの段階にはいると、旧社会主義体制下のさまざまな矛盾がさらけだされた。そうした矛盾が人権の国際化に沿うものでないことは言うまでもない。それだけに第三回ウィーン会議の最終段階で人権に関しての取り決めが行われたことの意義は大きい。それは旧ソ連ブロックの閉鎖性を打破し、社会主義体制の民主化を促進する上で重要な合意、すなわち公開性、人権に関わる非政府団体(NGO)の役割、国際人権システムの確立、人的接触、情報の自由の各領域において画期的な合意であったからである。<sup>(21)</sup>ともあれ旧ソ連の人権政策の転換は、ウィーン会議後、初の人権会議であるパリ会議(一九八九年五月三〇日—六月二三日)での交渉にも反映した。同会議は「法による支配」、国家と市民の関係、欧州共通の人権概念や基準の設定について討議したが、こうした議題が設定されること自体、新しい時代の到来を感じさせるものであった。<sup>(22)</sup>こうした時代の動きのもとで、「信教の自由」について個人の権利と団体の権利という二つの視点から、旧東欧諸国の「信教の自由」について検討することにした。

旧東欧諸国憲法の「信教の自由」規定に関連して、団体の権利の側面から、ブルナナーは、「各宗教団体は、そのおかれている状況のなかで異なった評価がなされている。既存の教会は、さまざまな方法で公認されているが、新しい宗教団体の創設は認可制になっていた。いきおい承認されていない宗教団体の信徒らは迫害されてきた。もともと旧東ドイツとハンガリーを除いて、公認された宗教団体といえども、その構成員の迫害が行われたことも事実である」

と述べている。これが事実であるとすれば、彼の言うように「国際法の侵害であることは明らかである」<sup>(23)</sup>と言えよう。それだけではない。「(旧)東ドイツを例外として、教会の高位の役員の補充にも国の承認を求めている。宗教団体の通常の日常的な事務範囲を超える多くの活動、いかなるすべての活動は、それらが全く禁止されていない限り、国の承認を得なければならない」ことになっていた。また「ポーランドを例外として、承認の付与が完全に官憲の裁量に委ねられ、国の監督が及ぶ範囲は、B規約第一八条三項にしたがって、団体の利益の保護のために許されている制限の範囲をこえている」<sup>(24)</sup>と指摘しているが、このような事態は西側諸国では考えられなかった。

これはとくにチェコスロバキアにも当てはまるものであった。同国では、ブルンナーによれば、国の教会の〔役員〕人事、財政、経済、育成および出版への監督は、それが部分的に教会が国の組織に編入される程度にまで達していた。その他の国では事情を異にしている。それでも教会は、旧東ドイツとポーランドでは大幅な自律権を享有していた。より大きな制約はあったが、ハンガリーでも教会は自律権を享有していた。これらの諸国では、宗教団体の宗教の自由に含まれる多くの実際問題は、教会の指導者と国の指導者との間の話し合いで解決されてきた。このような素地があったからこそ、変革の波に素早く対応することができたとも言える。少なくともそのように解することができる。ともあれその他の諸国では、宗教団体のおかれている状況は、なんらかの意味において劣悪なものであった。教会による宗教教育の禁止、宗教団体による慈善事業の禁止、またこれは旧ソ連に限られたものであるが、教区における平信徒によるすべての宗教的な動機で行われた活動の禁止は、すべて国際法に違反するものであった。<sup>(25)</sup>

ブルンナーはその編著『改革以前』の序文において、連邦議会に提出した報告書を補完するかたちで、東欧革命以前の実態を厳しく批判している。さらに東欧革命直後の状況にも言及している。それでは人権の国際化に徴して、東・

中欧諸国の民主化はどのようなかたちで進捗していったであろうか。

まず、すでに述べたように、国際的には、第三回ウィーン会議で参加した諸国が、人権にともなう本質的な責務の基準を高める最終〔合意〕文書を付して、一九八九年一月一日に成功裡に終焉したことがあげられる。これはとくに信教の自由、民族的少数者、移転の自由および出国の自由、服役者の扱い、ならびに法的救済の行使等に適用されることになった。最終〔合意〕文書にみられる再検討の結果、国際法のもとにみられる人権の拘束が例外的なものであると解したことは重要な意味をもっている。それに加えてC S C Eの「人道主義的な性格」を擁護するため、ウィーンにおいて手続き上のメカニズムがつくられた。それは双務的かつ多辺的レベルの両者に及ぶものであって、特別な個人の事例の審理にも関わるものであった。これが個々の国家の対内的な管轄権の領域をこえ、すべてのC S C Eに参加した諸国の共通の事項になったことは疑いの余地がない。まずW T O加盟国に限定すれば、ハンガリーが一九八八年九月七日および二月七日にB規約第四条および同規約付属議定書にそれぞれ同意した。その結果、この時以降、ハンガリーにおいて申し立てられた人権の侵害は、国にせよ、または個人にせよ、しかるべき連絡を行って国連の人権委員会に提訴することができるようになった。<sup>(26)</sup>

国家的レベルでも、とくにハンガリーおよびポーランドは、迅速に政治的改革および法の支配の方向に進むことができた。しかもこれら両国は、すでに人権上最も望ましい活動を要請することができた。そのことによって人権の国際的な要請に沿って彼らの法体制を築きあげるよう立法上の作業が進められるようになった。<sup>(27)</sup>このように人権の国際化が進む過程で、ハンガリーがポーランドとともに他の諸国に先駆けて宗教関係法律の制定に踏み切ったのである。<sup>(28)</sup>その後、ハンガリーでは、一九八九年一〇月一日、憲法の全面的改正とともに、憲法が一連の人権のカタログを含

むという意味において、いわば一つの頂点に達した。旧共產主義体制の憲法に通常みられた政治的留保条項から完全に解放され、そのことによって十分に国際法上の諸要請に対応するきっかけが与えられたからである。手続的な面において、これら基本権を確保するため、一九九〇年一月一日にいち早く憲法裁判所が設置された。この憲法裁判所に憲法訴願(異議)によって憲法上保障された権利の侵害について各市民に提訴する途がひらかれた。残る改革は一九九〇年三月、四月に自由でかつ民主的な選挙が行われ、議会でこれが達成されることになった。<sup>(29)</sup>この選挙の結果、中道右派の民主フォーラムが議席の四二%以上を占め、急速な西欧化を主張した自由民主連盟を抑え、第一党になった。同年五月、民主フォーラムは、同じく中道の独立小地主党、キリスト教民主国民党と連立内閣を組織した。この内閣は、民族主義とキリスト教の価値観が共通の基盤とされている。<sup>(30)</sup>

ポーランドにおいても、他の諸国に先駆けて一九八九年六月に新議会の選挙が実施された。もともとこれらの選挙は自由選挙に準ずるものであったといつてよい。というのは形式的および手続的な点で、四年の任期をもつ政体をつくるために、共産党と大衆組織「連帯」とのあいだの円卓会議で取り決められたからである。議会の選挙によって連立内閣が反対党のリーダーシップのもとに組織されたという事実は、<sup>(31)</sup>事前に共産党と提携した両当事者のあいだにおいて予期せぬ変化を招来せしめることになった。非共産主義政権樹立への途を開くことになったからである。この国の民主化・自由化を一気に加速させることとなったからである。

このように東・中欧諸国の民主化は、人権の領域においても絶えざる進展をみせた。このことは旧ソ連邦においても指摘できる。国際法上のレベルにみられる人権の観念は、理論的には一応「一般的な人間の価値」の一部として受容された。一九八八年夏における公的綱領の立場に関しては、法の支配にもとづき社会主義国家が確立されたものと

して評価された。ただ旧ソ連邦について主たる難点は、ブルンナーも指摘しているように、改革の諸決定が実際に履行されているかどうかにあった。より具体的には、彼らの背後にある政治文化が、旧来みられた中・下階層への行政部および司法部の専横的風土を醸成していることにあった。その後、旧ソ連の解体に至るまでさまざまな紆余曲折がみられた。

ブルガリア、旧東ドイツ、チェコスロバキアでは、この段階ではいまだ変革の過程とはいえ、人権問題で国際的な圧力が高まりつつあることの意識が明らかに欠けていた。旧ソ連邦でも法の支配を理解した改革派の影響力は一般にまだ十分とは言えなかった。このため共産党の正統的支配層、すなわち保守派は、人権の領域においてとりあげられる少数者の権利を利用して、彼らの体制を保持するため躍起になった。しかし一九八九年一〇月および一月に旧東ドイツおよびチェコスロバキアのいずれの国民も指導権の更送を余儀なくせしめ、さらに共産党の権力独占、換言すれば、「共産党の指導的役割」を放棄させ、旧体制を転覆させるにいたらしめた。<sup>(32)</sup>

さらに「ベルリンの壁」の崩壊の翌日、これまでブルガリアで三四年間にわたって政権を掌握してきた独裁者T・ジフコフ Todor Schiwkoff 書記長が突如辞任し、いわゆる宮廷革命 (a palace revolution) が起こった。P・ムラデノフ Peter Mladenoff 政治局員兼外相が後任として就任、ムラデノフ体制が誕生したからである。<sup>(33)</sup> 一九九〇年一月、人民議会は「共産党の指導的役割」条項の削除を決定、二月にルカノフが首相に選出され、党名を社会党に変更した。<sup>(34)</sup> ルフターハントが別の論稿「東欧における宗教立法の新たな展開」(一九九〇年)で述べているように、「一九八八年以降の東欧(詳しく言えば、東・中欧および南欧を含む)の革命的変革は、数十年にわたる共産党の支配体制と全体主義的世界観国家内に潜行してきた危機を究極的な頂点にまで駆りたてたものであった」と言つてよい。よく知られて

いるように、ルーマニアでは一九七四年に大統領に就任したチャウシェスクが、秘密警察による弾圧を強化したため、チミショアラで反乱が生じ、これが大規模な反チャウシェスク・デモへと発展した。流血の惨事の結果、一九八九年一月二五日、チャウシェスク夫妻が処刑されたことはあまりにも生々しい事実としてわれわれの目に焼き付いている。回国では、救国戦線評議会が暫定政権を樹立させることになった。<sup>36</sup>ともあれ「その変革はダイナミックな展開をみせ、ヨーロッパにおける共産主義体制を崩壊させた。それはまさに歴史的な転換期ともいうべきものであった」と言うことができよう。「全体主義的な共産主義体制という今世紀の最も大きな精神的・政治的な挑戦は少なくとも挫折を余儀なくされた」からである。「共産主義体制が全般的に影響をもつものであったように、その挫折も国民生活の全般にわたるものであった。経済的、社会的、政治的のみならず、精神的、倫理的な面にまで及ぶものであったからである」<sup>(37)</sup>と言ふほかない。

かくてゴルバチョフの提唱したペレストロイカ、グラスノスチ政策は東欧革命を惹起せしめる契機を与えることになった。彼は、一方において民主社会を目指し、時代を先取りし、人権の国際化の要請に応えて東欧革命の立て役者になった。その意味において彼の功績はきわめて大きい。彼の国際的な声価がきわめて高かったことも十分に首肯できる。しかし「旧ソ連邦」の国内における改革は、所期の成果を十分にあげることができなかった。しかもバルト三国の独立問題では、むしろ時代に逆行するような動きさえ示した。彼のつよい反対にもかかわらず、これら三国が独立の方針を貫徹し、事実上離反した。彼は自ら招いた時代に乗り遅れ、主役はすでにエリツインに移った。ここで想起されるのは一九九〇年五月、リトアニアのプルンスキネ Prunskiene 前首相が、当時のゴルバチョフ大統領に対する心境を小話のようなかたちで「自由を封じ込めていた瓶の栓を抜くためには彼はなくてはならない人物だった。しか

といったん飛び出た自由は、栓を抜いた人間の命令には従わない<sup>(38)</sup>」と述べたことである。一九九一年八月の保守派のクーデターの失敗により、ゴルバチョフは救出されたものの、その影響力が急速に衰えたことはわれわれの記憶にあらしい。

グラスノスチ政策が具体化される以前、情報が比較的に乏しかった東・中欧、南欧諸国の宗教事情も次第にその全貌を明らかにしていった。この点について、ルフターハントはさらに次のように述べている。「ここで相当数の民衆、とくに彼らを牽引していった社会主義的・共産主義的イデオロギーを信奉していた知識階層は、すでにその力を消耗し、硬直化しきって、いまや制度的な支配構造としても瓦解してしまった。かつて恐れられていた共産党は解体してしまうか、新たなアイデンティティを求めるかいずれかであって、自由選挙への動きのなかで将来に希望をもてない少数者の地位に引きずりおろされてしまった<sup>(39)</sup>」。これを裏付けるように、彼らはそれぞれの国で議席を喪失してしまつたのである。

この精神的・政治的な、いわば内乱ともいふべき状況において、マルクス・レーニン主義的イデオロギーが、宗教団体のイデオロギー的・社会的死滅を現実<sup>(40)</sup>に告知してきたにもかかわらず、結局、宗教団体は、その活動の再開にこぎつけることができたことは皮肉と言わなければならない。ここに至る途のりはあまりにも長く、その間に嘗めさせられた辛酸・苦難のゆえに、宗教団体も支配体制に不承不承歩調を合わせざるを得なかったことが少なくなかつた。

宗教は抑圧され、教会は多くの犠牲に供せしめられたからであらう。宗教団体の聖職者は、本来ならば、彼らの相容れない体制に抵抗すべきであつたかも知れない。しかしその弾圧に耐えかねて、彼らのなかには政治状況に適應する途を選ぶものも少なからずみられた。それどころか、体制側の、支配政党の反宗教的政策に順應する態度を示し、

圧迫機構の一部に取り込まれるという事態すらみられた。<sup>(40)</sup> まさに茨の道を歩むことを余儀なくされたのである。たとえば、ロシア正教内部で、主教団の国への忠誠をめぐって対立が増大し、多くの信徒たちが不満を隠さなかったことがある。われわれは、これを二人の司祭がモスクワ総主教宛に書いた一九六五年の公開状にみることができる。<sup>(41)</sup>すでに述べたように、同じような事例は旧東ドイツにおいてみられた。革命的沿革が宗教団体の内部の状況にも言及せざるをえない状況を呈したことは、その事情を異にするとはいえず、両者に共通してみられる。

根本的に知的な、あるいは場合によっては道義的なかたちすらとり、上層部より執ように繰り返された要請から、新たな力をえ、広範にわたって反響をよぶ方策が講じられた。そして個々に多くの帰結を招来せしめることになった。体制側が政治的協力者を得、それによって多かれ少なかれ信用の失墜を余儀なくせしめられた階層制と教会に属する人びととのあいだに亀裂が生じ、緊張関係がみられたとしてもおかしくない。ルフターハントの指摘しているように、概して言えば、各国の正教会およびルフター教会に比べて、カトリック教会はその内部の争いには逢着しなかったようにみえる。指導層の人事構成に影響を及ぼすような争い、しかも神学的な方向性をめぐる争いは、一九八九年にラトビアおよびハンガリーのルフター派教会においてしばしばみられた。<sup>(42)</sup>

ルーミア正教会においては、司教らの数十年にわたる協力に対して批判的な聖職者およびこれに関わる信徒（教授）のグループが組織された。威信を傷つけた総主教テオシスト Teocist および主教ビルダス Emilian Birdas が、一九九〇年一月、その主教区の一〇〇名の司祭等によって引退を要請されたが、その主教の辞職の効力が発したかどうかははっきりしてない。<sup>(43)</sup>

ヨーロッパでただ一国、「宗教禁止」規定型を固執しつづけてきたアルバニアは、さきに述べたように、いわゆる東・中欧革命の後も、この国の政府は、宗教に対して依然としてきわめて厳しい措置を講じてきた。人権の国際化も、このアルバニアには影響を与えないかのようにみえた。政府は、長年鎖国体制を敷いてきたが、それは彼らの権益を守るための姑息な方策でしかなかった。しかし東欧革命の波は、次第にアルバニアにも影響を及ぼすようになった。しかも同国の経済は、ヨーロッパの最貧国、第三世界と陰口をたたかれるほどに低下の一途をたどった。国民の不满は次第に募り、政権の基盤を揺るがすほどに悪化した。アルバニアの国民は、精神的にも、経済的にも最悪の環境から脱出を企て、難民の数は加速度的に増加し始めた。<sup>(44)</sup> こうした状況を打開しようとして、体制側は遅まきながらついに憲法の改正に踏み切った。一九九〇年の憲法草案第三三条では、「アルバニア社会主義人民共和国は、世俗的国家である。国は、宗教的信仰の自由を認める。宗教的礼拝は法律の前に平等である。宗教を政治的目的および民族的分裂のために濫用することは禁止する。国と宗教組織との関係は、当該法律にもとづいて規定される」<sup>(45)</sup> 旨が定められた。さらに同草案では、「政治的、経済的、文化的ならびにその他の国の生活領域において結合する権利」を市民に認め、その第五三条では、「良心の自由および信者にその信仰を表明する権利を保障し」、同時にこれまでどおり無神論的宣伝の権利を保障する方法を講じた。<sup>(46)</sup> 同草案をみる限り、いまだ「人民共和国」ないし「無神論的宣伝の権利」という文言が残っている。この意味において、同国の「信仰の自由」の保障はきわめて不十分であるとの謗りを免れないものであった。一九九二年三月の政権の交替によって、アルバニアは、さらに根本的变化を余儀なくせしめられるであろう。ともあれ東・中欧諸国において国により事情を異にするとはいえず、地殻変動ともいふべき変革をもたらしたのは、まさに人権の国際化の時代的要請とともにゴルバチョフの宗教ないし教会政策のためであったと言つてよい。

## 二 ポーランドおよびハンガリーの宗教法

### I ポーランドの宗教関係法の制定

ブルンナーは、東・中欧の革命的変革以前と対比して、革命後の状況（一九九八年—一九八九年）は、満足すべき状態ではないが、改善の方向にむかったとしている。<sup>(48)</sup> ゴルバチョフによって宗教のペレストロイカ（改革）政策が打ち出された旧ソ連では、宗教立法の改革によって旧来の法的な不安を取り除こうとしたが、すぐに実現させることができなかった。このように新たな法的措置によって講ぜらるべき方向は、激しい政治的争いのテーマになった。混沌の状況にあったが、旧ソ連主導のWTO加盟国の中でもポーランドでは、K・ハルトマンが指摘しているように、教会と国家との話し合いが長く続いた。<sup>(49)</sup> 同国では、一九八〇年七月に自主管理労組（連帯）が生まれ、全国的規模の民主化運動へと発展した。この「連帯」の独立労働運動の指導者らは一九八一年末に非合法化されたが、彼らは逆にポーランド国民の多くの人びとの信頼をうることができた。<sup>(50)</sup> しかも彼ら指導者はカトリック教会と密接な関係をもった。カトリック教会は、政治的に政府と独立労組の仲介役を果たそうとした。<sup>(51)</sup> しかもこの教会と政府との交渉が、政府側が教会の掲げる諸要求に対し、譲歩を引き出すまで執ように続けられたことは見のがすことができない。すでに一九八一年に政府と教会の代表からなる合同委員会が設置され、一九八三年末までに法律案を準備することになる作業グループを招集した。もとよりこの委員会では、合意を得るまでにはいたらなかった。にもかかわらず、それがこの合同委員会の第二編集グループの作業——一九八七年晩夏までに活動を始めた——の出发点になったことは重要な意味をも

っている。原則的に国と教会との関係に関する規定については、これを二つに分ける方法を講じた。教皇庁が権限を有する問題は、教皇とポーランド政府との間の交渉で規律さるべきものとされた。これに対応する法律案は、作業グループによって作成され、さらに合同委員会によって承認されることになった<sup>(52)</sup>。

ポーランドは、N・C・ニールセン Niels C. Nielsen が指摘しているように、「共産党の指導者の腐敗と無能ぶりがさらけだされた。」そして「彼らの幻想がこの国を窮乏に陥れ、かつ経済的な破綻をもたらした」ことは否定することはできない。顕在化してきた経済的な崩壊に直面して、また国固有の権力が衰退してゆくことを目の前にしてこうした方向に進まざるを得なくなった<sup>(54)</sup>。ミハエル P. Michel が述べているように、「ポーランドにおいては頑な態度をとるだけの保守的教会の定型（概念）はもはや時代の要請に応えるものでない」ことが指摘されていた。実際、「枢機卿ウイジンスキー Wyszyński のような教会の指導者は、共産党の中核メンバーよりも国民に接触し、彼らの要求に応えようと努めた」<sup>(55)</sup>。ともあれ「イデオロギーが日常生活における現実と直面したとき、崩壊が始まった。政府をコントロールした統一労働党は宗教的・道徳的なものに服従させようとしたが、キリスト者側はこれを拒んだ。これによって独自の新たな途に進まざるをえなくなった。国民の大多数がローマ・カトリック教会の信徒であった。しかもこの大きな共同体は世界観の多元性を擁護しようとしつつあった」<sup>(56)</sup>ことは見のがすことができない。政権党（統一労働党）は、国の全体的状況、さらにはモスクワでの革命的変革よりうける印象からすれば、広範に民主化されざるをえない状況にあった。教会と国家との関係の新たな構築は不可避なものであったと言ってよい。さらに、これは実際には根本的な譲歩を意味するものであった。当然のことながら、国は、自らの目標を追求し、特別な期待を抱いた。というのは国は、教会の実行力のある支持、とくに教会と教会に結びついた反対勢力の協力を拒むような状況にはな

かったからである。かくて教会の支持が国側に与えられることになった。かかる変化への西側諸国の反応、すなわち一部にはすでに講ぜられた経済援助の措置、ワルシャワによって望まれたヴァチカンとの外交関係の即時復活措置等は、この点において国の期待を裏切るものではなかった。かくてポーランドは、当時新たな法的基盤にもとづいて、教会の地位をとりあげた東・中欧唯一の国となった。またヴァチカンと外交関係をもった最初の国家となった。<sup>(57)</sup>

というのは、一九八九年五月一七日にすでに宗教立法の制限規定を大幅に緩和し、教会に自由な活動を行わせる二つの法律を可決したからである。カトリック教会の法的な地位が、とりわけ「国とカトリック教会との関係に関する法律」のなかに詳細に規定されている事実は、カトリック教会がこの国で重要視されていることを表徴している。その他、教会、宗教団体は「良心および信仰告白の自由の保障に関する法律」によって規定されている。このほか「聖職者の社会保障に関する法律」が制定された。これらの法律は、五月に制定されたことからポーランドの「五月立法」と言われている。

国と宗教団体との関係を包括的に新たに規制する作業が、以上触れたように、東・中欧諸国のなかでも、すでに一九八八年以前に改革への手続きがとられ、しかもその気運が深く根付いた旧共産主義国ですめられたことは注目されてよい。とりわけポーランドとハンガリーはその先駆けをなすものであった。両国は、すでにかなり以前から他の社会主義国とは異なりさまざまな共通点をもっていた。にもかかわらず両国における改革の過程は、全く異なった展開をみせた。その展開はきわめて異なる諸勢力によって担われた。ハンガリーにおいては、ポーランドと比較できるような権力機構と社会とのあいだの分極化はみられなかった。また労働組合の「連帯」といった大衆運動も存在しなかった。ハンガリーでは、改革は広範にわたる政党の社会民主主義的方向づけられた改革派の運動として進められ

た。よく知られているように、ハンガリーのカトリシズムと教会の役割もポーランドとはほとんど比較の対象にならない。不安定な運動、しかも長期にわたり、用心深く細心に至るまで指導された階層制が、その勢力を分割されたとあつては、ハンガリーのカトリック教会も政治体制の移行過程においてその役割をほとんど果たしえなかったとしても不思議ではない。両国の異なる政治文化、異なる宗教構造——ポーランドでは一元的で、ハンガリーでは多元的であつた——、両国民のきわめて異なる歴史的体験およびポーランドにおける教会と国民とのあいだの比較にならないほどの緊密で排他的な関係、これらの独自性と特有性は両国の新たな宗教法的基盤においてそれぞれ特徴的なかたちで反映されている。<sup>(58)</sup>

## II ポーランドの「五月立法」——三つの法律——

### (1) 国とカトリック教会との関係に関する法律（以下、〔新〕教会法）

いまだベルリンの「壁」が崩壊する前に可決された「五月立法」では、ポーランド人民共和国という名称が付されていた。この法律は、同国のカトリック教会の伝統を反映している。全体で七七カ条よりなる。<sup>(59)</sup> すなわち教会の法人格および組織、その活動、すなわち公的な祭祀、教育制度、軍人の靈魂救済、特別な靈魂救済、宗教的な信者組織、慈善、宗教的建造物および墓地、文化とマスメディア、財産問題等を規定する。<sup>(60)</sup>

### (2) 良心および信仰の自由の保障に関する法律（以下、〔新〕宗教法）

まずこの法律は、前文で国会が一定の方針に従つて、世界人権宣言、市民的および政治的な権利に関する国際規約（B規約）、CSC Eの最終文書、いかなるかたちの宗教上の理由または確信による不寛容および差別も廃止する国連宣

言等に沿って議決された旨が規定されている。<sup>(61)</sup>ここにわれわれは、同法律が人權の国際化という時代的要請にそ  
うものであることを見のがすことができない。一般的な大綱法律として、良心の自由および信仰の自由の保障の内容、  
国と宗教団体との関係、宗教団体の活動、その創設と解散を規定する。カトリック教会において、宗教法は、当該教  
会法がいかなる規制も行わない限り適用される。<sup>(62)</sup>

(3) 聖職者の社会保障に関する法律

ポーランドの「五月立法」はきわめて詳細であり、それはカトリック教会に教皇庁との政教条約締結のゆえに一連  
の問題について活動する余地を与えるものである。

――国の具体的な司教区の編成

――その境界策定と司教座

――司教の忠誠宣誓を含む教会の役職者の任命手続き

――ローマとの通信

――教皇大使の職

――教会法とその効力範囲の承認

――教会財産の保障等

なおこの政教条約の交渉は、若干の期間においてワルシャワとローマとの間で行うものとされた。<sup>(63)</sup>

以上、三つの法律のなかで、とくに〔新〕宗教法は、個人の権利としての「信教の自由」と団体の権利としての「信  
教の自由」に分けて考察することができる。

## 1 個人の権利としての「信教の自由」

この宗教法では、ポーランド（人民共和国は、「いかなる市民にも良心および信仰の自由を保障する」（第一条一項）旨を定めている。ついで「良心および信仰の自由は、宗教または見解の選択の自由ならびにこれを単独にまたは他の者と共同して公的かつ私的に表明することを含む」（同条二項）旨を規定している。信仰の自由の前に良心の自由をあげることは、旧来の社会主義国憲法で一般に見られた方式である。すでに触れたように、WTO加盟国において「良心の自由」という文言に特別な意味が込められていたことは言うまでもない。この段階で旧来の考え方が、果たして払拭されたかどうかは明らかでないが、それはともかくとして、ここすでに個人の権利としての「信教の自由」と団体の権利としての「信教の自由」という二つの側面が見られる。ともあれ「（信仰をもつ）すべての信仰的な市民と不信仰者は、国家的、政治的、経済的、社会的および文化的生活において平等の権利を有する」（同条三項）旨を規定している。この文言からも明らかのように、信仰的市民がマルクス・レーニン主義を信奉する党员と差別的な取扱いを受けるような事態はなくなった。その意味において宗教法は重要な意味をもっている。

### (1) 「内なる法廷」

個人の権利として保障される「内なる法廷」に限定すれば、第一条に、まず上述のように、「いかなる市民にも良心および信仰の自由を保障する」旨が定められている。それゆえにいかなる市民も教会、その他宗教団体を組織し、これに所属することができる（もとよりこれに所属しなくてもよい）のである。したがって個人の権利としての「信教の自由」と団体としての「信教の自由」は結びついている。ともあれいかなる市民も、自らの宗教ないし確信を告白す

ることができる（第二条三号）。逆に自らの宗教と確信の問題を黙秘することもできる（同条五項）。

また市民は、宗教上の信念または道徳上の原理によつて、ポーランド（人民）共和国の一般的な防衛義務に関する法律で定める基盤と手続きにもとづき、代替役務を要求することができる（第三条三項）ことになった。<sup>(64)</sup>すでに旧東ドイツでは、一九六四年に良心的理由による兵役拒否が認められていたが、ポーランドの新宗教法もこれに倣ったものとして注目される。

## (2) 強制からの自由

旧来のポーランド人民共和国憲法（一九七六年二月一日に改正された一九五二年七月二日の憲法）では、国は「市民に良心および信仰の自由を保障する。教会およびその他宗教団体は、妨げられることなく宗教上の職務を行うことができる」（第八十二条一項一文・二文）旨を規定したうえ、さらに「市民に宗教的な礼拝または祭祀への不参加を強制することを禁止する」（同条一項三文）<sup>(66)</sup>旨を規定していた。この規定を受けて宗教法は、その第六条二項で「市民は、宗教的活動または儀式に不参加（参加）を強制されてはならない」旨を規定している。これは「何人も、宗教上の問題で宗教または確信を理由に差別を受け、または特権を享受してはならない」（同条一項）ことが前提になっている。この規定はきわめて重い意味をもっている。すでに触れたように、WTO加盟国では共産党のリーダーシップのもとで進められた宣伝機関によつて、反宗教的宣伝が行われ、市民に心理的圧迫が加えられていたことは否定できない。これに対しポーランドでは、その宣伝が防衛的であつた程に、教会の影響力が精神面で権力の座にある統一労働者党よりはるかに強力であつた<sup>(67)</sup>ことも事実である。このことを反映して、宗教法では強制からの自由がより明示的に規定されたものと言える。さらに同国に滞在する外国人（無国籍者を含む）にも同国人と同じ規準で適用される旨（第七条一項・

二項)が規定されている。

(3) 「外なる法廷」

宗教法は、まず市民は「自らの信仰の原理によって宗教的活動および儀式に参加し、宗教上の義務を履行し、かつ宗教上の祝祭を祝うことができる」(第二条二号)。また「宗教上の論題の情報源を有効に用いることができる」(同条七号)。その第三条によれば、B規約第一八条一項にならって、自らの宗教または確信を単独にまたは他の者と共同して表明することができるが、B規約第一八条三項と同じように「公共の安全、〔公衆の〕健康、もしくは公共の道德または他の者の基本的権利および自由を保護するために必要な場合、法律上の制限に従う」(第三条一項)ことになっている。ここで「外なる法廷」、すなわち自らの宗教または確信を外の世界に表明する権利が保障されている。同条は、さらに「良心および信仰の自由の要求は、この法律によって課せられた公共の義務の履行を回避するものであってはならない」(二項)旨を規定している。これらの規定が人権の国際化の時代的要請に応えようとするものであることは言うまでもない。

(4) 両親の宗教教育権

B規約および経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約(以下A規約という)では「父母または法廷保護者が、自己の信念に従って児童の宗教的および道德的教育を確保する自由を有することを尊重する」旨が規定されている。CSC Eの第三回ウィーン会議で取り決められた人権に関する原則の第一六項目の七においても同趣旨の文言がみられる。<sup>(68)</sup>このような要請に依えて、宗教法でも、両親ないし法定教育権者は、自らの選択に従って、教会、その他宗教団体が宗教を教示し、宗教教育を施すことができる(第二〇条一項)旨を定めている。これは団体の権利としての

「信教の自由」にも関連しているが、「児童、青少年の宗教教育は教会、その他宗教団体の内部事項」（同条二項）とされている。従来、WTO加盟国では、「社会主義」教育または「共産主義」教育は認められても、宗教に基づいて児童を教育する権利は、一般に認められていなかった。<sup>(69)</sup> それだけに、両親または法廷教育権者に宗教教育を選択せしめる権利を認めたことは、画期的な意味をもっている。

以上、個人の権利としての「信教の自由」についての宗教法が、いかに人権の国際化という要請に応えようとしているかを概観したが、同法は団体の権利としての「信教の自由」についても周到な規定を設けている。宗教法では、まず「ポーランド（人民）共和国は、世俗国家であり、宗教および確信上の問題では中立である」（第一〇条）旨を規定している。だからといってWTO加盟国で一般にみられたような宗教敵対的な態度をとっているわけではない。

## 2 団体の権利としての「信教の自由」

### (1) 法的基盤——国家と教会の分離——

宗教法は、その第九条に規定しているように「国とすべての教会およびその他宗教団体との関係は、良心および信仰の自由の尊重に基づく」ものであり、両者の関係における、良心および信仰の自由の保障は、「教会およびその他宗教団体の国家からの分離」（同条二項）の原則に依拠しているからである。旧来のWTO加盟国では、宗教団体は「発展した社会主義社会」の片隅に押しやられていたが、宗教法では、まず「教会およびその他の宗教団体の国家からの分離」（同条二項一号）を認めただけで「教会およびその他宗教団体による宗教上の職務の行使の自由」（同項二号）を積極的に認めている。同時に「すべての教会およびその他宗教団体の（宗派的）同権（の原則）」がその法的状況の規制とは独立して」（同項三号）認められている。さらに教会とその他宗教団体の国家からの独立性は、一方でポーランド

ド〔人民〕共和国が世俗国家であることを謳いながらも、「教会およびその他宗教団体の活動が、法律によって定められた範囲内で法的保護を受ける」（第一条二項）ことにおいて、総括的に言えば、むしろ宗教友好的態度を示している。

(2) 教会、その他宗教団体の自律性

教会、その他宗教団体の活動についてもかなり大幅な自律性が認められている。ポーランドでは、「国とカトリック教会との関係に関する法律」が制定されているほどに、カトリック教会の信徒が圧倒的な多数を占めているにもかかわらず法的には〔宗派〕同権の原則に従って、その他の教会および宗教団体は、宗教上の職務を行う自由を享受している（宗教法第二章）。しかも宗教上の職務を行う場合、教会および宗教団体は、具体的には、第一条二項に、まず①宗教上の教義、信仰上の教理と原理を典礼として定め、②祭祀を計画・準備し、かつ公的に行い、③宗教上の奉仕を儀式および集会として計画・準備することが保障されている。更に、ドイツと同じように、④自らの事務を自らの権利に従って処理し、宗教上の権能を自由に行使し、かつ自らの事務を管理すること、⑤聖職者を養成し、その職務を行なわせること、⑥聖職者の職に就任させ、その他教会の役員に就かせることが認められている。さらに財政的には、⑦動産と不動産の獲得、所有、譲渡、および管理、⑧教会堂内で募金を行い、贈与、相続財産およびその他個人および法人の給付を受領することがあげられる。さらに布教・伝道関係では、⑨宗教を教示し、表明すること、とりわけ出版物、著書およびその他印刷物ならびにフィルムおよび視聴覚材によって行い、⑩マス・メディアを利用することが認められる。そのほか⑪教養・教育活動を行い、⑫修道会および助祭ないし執事をおき、指導にあたらせ、⑬その目的が宗教上の団体形成に役立つ活動、公的な祭祀および社会的な病理とその結果を克服する活動に役立つ組織

を設け、⑭慈善活動、⑮墓地を造成、所有、拡大および管理、⑯教会間のラント組織の招集、さらには⑰国際的な宗教組織ないし国際組織への所屬、自らの職務の実行と結びついた事項で対外的な関係の維持など幅広い活動が認められることになった。

〔新〕教会法でも、さきに触れたように、カトリック教会の自律性が保障されているが、〔新〕宗教法でもカトリック教会以外の宗教団体の自律性を尊重する態度がみられる。その内容も、旧来の社会主義憲法のもとでは、「反宗教的宣伝」のみが認められ、宗教的宣伝が認められない事例が多かったことを顧みると、隔世の感を禁じ得ない。情報化の時代を反映して、その他の教会および宗教団体の自律性も、きわめて具体的なかたちで保障されている。<sup>(71)</sup>

### (3) 教会およびその他宗教団体の創設——宗教結社の自由——

一般には宗教結社の自由ないし権利の一つの形態として解されているが、これらの自由ないし権利がWTO加盟国において、すべての宗教団体に平等に規定されていたわけではなかった。これら諸国では、一般に宗教団体(教会)の創設が、結社に関する一般法または宗教結社に関する特別法にもとづくものである限り、許可(「登記」「確認」)を得なければならなかった。<sup>(72)</sup> この点についてポーランドの新宗教法は、その第三章「教会およびその他宗教団体の創設」においてかなり詳細な規定を定めている。まず「教会およびその他宗教団体の創設は、宗教問題庁に申告・記入することにより、かつ教会および宗教団体のリストに登録することにより(引き続いてリストに挙げられることにより)認められる」(第三〇条)ものとされている。ところでこの申告・記入の権利は、法的に十分に活動する能力を有する少なくとも一五名のポーランド市民に与えられる(第三二条)。なお第三〇条でいう申告は第三二条により、以下の事項、すなわち、①信仰の教義上の前提に関する情報、②提出する人びとのリスト(国籍、誕生日、住所および独自の署名を

含む)、③教会またはその他宗教団体の当面の居所の宛名、④規約などが含まれる(同条一項)。なおこれらの規約のなかには、同条二項によれば、以下の事項、すなわち、①他の組織の名称と区別される教会または宗教団体の名称、②当該団体の活動領域と場所、③その活動の目的とこれを実現する原則、④組織とその権限、⑤財源、⑥規約変更の手續き、⑦教会またはその他宗教団体の解散の方法と方式および当該団体に属する財産の明示などがそれである。これらは良心および信仰の自由に関する法律に規定されている。

以上、「五月立法」を中心に述べてきたが、ニールセンも指摘しているように、「ポーランドのモデルは、宗教が、公的に承認され、変革に対してきわめて顕著な役割を果たしてきた国で惹起した革命として、他の国とは異なつた、実際に独自の、将来性のある事例である」と言つてよい。だからといって「ローマ・カトリック教会が単に革命的であつたとは言えない。」<sup>(73)</sup>すでに述べたように、ポーランドでは、一九八〇年に「連帯」組織が結成された。その革命的変革は、「連帯」と密接な関係にあつた教会と共産党との間の長期にわたる闘いの所産ともいふべき面をもち、街頭における大衆デモの闘いではなかつた。その闘いの中で、いずれの側も相手を崩壊させることはできなかった。権力の座にあつた政権側も自らはロシアの進入を阻止することであると弁明した。共産主義勢力が最終的にその勢力を喪失したのは、彼らが国を破綻させたことにある。<sup>(74)</sup>

ここでは主として教会その他宗教団体に関して重要とおもわれる事項を紹介したに過ぎない。ポーランドは、よく知られているように、経済的な面においても、多くの困難な問題をかかえている。今後、これらの問題をいかに克服してゆくであろうか。その動向に注目したい。ついで東欧諸国の中で先駆的役割を果たしたハンガリーにおける宗教

關係法をみることにしたい。

## II ハンガリーの良心および信教の自由ならびに教会に関する新法律

### 1 〔新〕宗教關係法の制定

ハンガリーで一九八九年と九〇年に二つの基本的法律が可決された。憲法第三章の基本的權利および義務を新たに規律する憲法の変更に關する一九八九年一〇月三日法律第三一号と良心の自由および信教の自由ならびに教会に關する一九九〇年二月二日法律第四号とがそれである。<sup>(75)</sup>この段階において、国民の宗教生活において再構築が行われた。上述の制定法は信教の自由を純粹なたちで保障しようとするものであった。新たに首相に選出された民主フォラム党首アントル József Antall はか数多くの大臣は明らかにキリスト者であった。宗教組織における変革はドラステックで予想外に急テンポですすめられた。その任命が政府によって支配されていた宗教上の指導者らにとつて、事態の進展はあまりにも急であつた。一九五六年の動亂以來、聖職者は国の政策に従い、これに順應することを余儀なくせしめられた。これに従わない人びとは追放された。ルター派のオルダス Lajos Ordass は一九五六年の動亂以前に刑務所に送られた。<sup>(76)</sup>このような状況を考えると良心の自由と信教の自由がより純粹なたちで保障されるにいたつたことじたい大きな変化と言わなければならない。しかもこれらの自由は、二つの法律のなかに一括して規定され、二つの基本権が、有機的に一体になっている。もつとも何人もこの基本権が与えられているので、良心の自由の概念が、宗教の自由の概念に比して広義のものになっている。

法律の規定は、第二次大戰後採択された國際規約およびそれが国法に編入されたことを考慮する必要があつた。も

とよりその他の根拠からも必要とされる場合があった。すでに触れたように人権の国際化が、二つの法律に影響を与えたことは言うまでもない。L.ボレラツキーLóránd Boleratzkyは、国際規約のなかでもパリ平和条約（一九四七年法律第一八号）、一九四八年二月一〇日の人権に関する国連宣言、B規約（一九七六年法律第九号）ならびにヘルシンキ宣言および第三回ウィーン会議の最終〔合意〕文書をあげている。<sup>(7)</sup>共和国憲法第六〇条が人権の国際化の影響を受けたことは言うまでもない。基本的には、まさに国際人権規約の趣旨に合致するものであった。同第六〇条は、次のように定めている。

① 何人も、ハンガリー共和国では、思想の自由、良心の自由および宗教の自由についての権利を有する。

② この権利は宗教またはその他の信条を自由に選び、または受け入れる権利を含む。また宗教または信条を宗教的活動、儀式またはその他によって、単独でまたは他の者と共同して公的または私的な範囲において表明し、もしくはこれを表明しない権利、行使しまたは教導する権利を含む。<sup>(78)</sup>

③ ハンガリー共和国では、教会は国家より分離される。

憲法に良心の自由および宗教の自由を規定することは、これらの基本権を特別な法律において規定することを一般に必要なものとしているかどうかという問題を提起している。当該法律案をめぐる討議において、G・ロチックGábor Roszik議員およびJ・ツェンタグタイJános Szentágotai議員は、議会において、自らの見解に従って、憲法は、これらの権利を十分に保障しているのであるから、このような法律を定めることは余計であるという態度をとった。法務大臣は、その答弁において基本的人権を特別な法律で定めることを禁止することは若干の国々では事実上みられるが、それにはこれにふさわしい政治的および文化的背景が必要であることを説得力のある言葉で指摘した。ハンガリ

一の法的発展、過去からの教訓に照らして、教会の代表者は、一致して詳細に規定することを要請した。憲法に規定されている基本権の行使は必ずしも自明なものと言えなかったからである。もつとも重要な問題だけが憲法上の規定としてふさわしいものであり、特別な法律によるのでなければ、重要な権利は将来においても無規律なものになってしま<sup>(79)</sup>うことが考えられた。

以上、二つの法律が制定される経緯について述べたが、とくに「良心および信教の自由ならびに教会に関する法律」を中心に、その内容を検討することにした。ここでも個人の権利としての「信教の自由」と団体の権利としての「信教の自由」に分けて考察することにする。

#### 1 個人の権利としての「信教の自由」

「良心および信教の自由ならびに教会に関する法律」という表題が示しているように、同法律には、個人の「良心および信教の自由」規定と「教会」に関する規定が含まれている。それが人権の国際化という時代的要請に沿っていることは言うまでもない。

##### (1) 「内なる法廷」

まず同法律は、その第一条に「良心の自由および信教の自由は、何人にも与えられ、かつハンガリー共和国の法律と摩擦を生ぜしめることなく行使することが保障されているすべての人間の基本的権利である」旨を規定している。したがってボレラツキーが指摘しているように、「何人も、生来、良心の自由および信教の自由についての権利を有する。この権利は、国によって与えられるものではない。それゆえ国によっても奪うことはできない。何人も、法的に

位、国籍、言語の如何を問われることなく、またいかなる差別も受けることなく、この権利を与えられる」<sup>(80)</sup>のである。これは、マルクス・レーニン主義に立脚する旧WTO加盟国ではみられなかった規定であり、むしろ西側諸国にみられる人間に固有の不可譲の権利を指向していると言つてよい。

同法第三条は、さらに「何人も、その宗教または信仰のゆえに、またはその告白または行使のゆえに不利益を蒙り、または特権を与えられない」旨の規定を含んでいる。この権利が侵害された場合、具体的な事件を規制する法的手段が講ぜられることになる（たとえば、行政手続き、労働裁判権、刑事手続きなどにおいて）。これも一つの重要な原則と言つてよい。

また何人も、信教の自由および良心の自由の行使を妨げられないが、この権利の行使は公民の義務を免れることもできない。ただし例外が認められる。武器をもつてする役務の代わりに、良心上の理由により武器をもつてしない民間役務を、法律上の要件が充たされれば、これを選ぶことができる。<sup>(81)</sup>この規定は、さきのポーランドの事例とその趣旨を同じくする。

## (2) 強制からの自由

良心および信教の自由が、ボレラツキーが言うように、国によって与えられるものでもなければ、国によって奪われることができない権利だとすれば、何人も、良心の自由および信教の自由の範囲内において、自らの宗教または信条を自由に強制されることなく選ぶ権利を有することが認められる。何人も信徒または無神論者であることができる。もとよりその者が、信徒である限り、その宗派の規則を遵守しなければならない。新法律第二条において、良心および信教の自由の内容は、さきに述べた憲法第六〇条の趣旨に適合するかたちで規定されている。<sup>(82)</sup>

(3) 「外なる法廷」

何人も、他の者の権利または自由を侵害しない限り、他の者の信仰を批判し、これに対応する宣伝——マスコミュニケーション——を利用する可能性がある——を行い自由な意見を表明し、または教導する権利の規準により、他の者に無神論的または宗教的立場より育成し、教育することが認められる。一九八五年法律第四三号とは対照的に宗教の自由な行使に関し、この法律による規制は、信教の自由が個人に限られることなく信仰共同体にも認められる。その限りにおいて一つの進展であるとみてよい。

何人も、宗教または信条に関する申告は、国の登記簿において、これを得ることは許されないという規制が存する。登録簿でみられるこの種の申告は、本人——本人が死去した場合には直系の親族——に限って伝達されるものでなければならぬ。これに対し、何人も、自らの宗教または信条を自由意思によって申告することができる<sup>(83)</sup>。

(4) 両親の宗教教育権

両親ないし後見人は、未成年者の子供の道徳的および宗教的教育を自ら決定し、かつこれに対応する措置を講ずる権利を有する(第五条) ことになった。一九九〇年法律第四号第五条は、婚姻、家族、後見を引き受けることを定める一九五二年の法律第四号第七五条を破棄した。旧来の法律によれば、両親は、その子供を社会主義的精神において教育することを義務づけられた<sup>(84)</sup>。その意味では、この規定が設けられたことじたい、ハンガリーは大きな転換期をむかえたと言つてよい。

2 団体の権利としての「信教の自由」

(1) 法的基盤——国家と教会の分離——

良心の自由および信教の自由ならびに教会に関する新法律の前文によれば、「教会、信徒団体および宗教団体は、社会の重要な価値ある共同体を形成する要因である」(前文)<sup>(85)</sup>ことを認めている。さきに触れたように、憲法第六〇条では、「教会は、国家より分離される」旨が規定されている。教会と国家との関係の規制においては、教会は、国家から分離され、同等の権利を享有し、同等の義務を負うという原則が認められる。教会法および教会の規制のために、国の強制手段が適用されることは認められない。たとえば教会は、自らの権利を法律上の手段により貫徹させるため必要な場合に限り、教会自らが、国の強制手段を要請することは認められる<sup>(86)</sup>。新法律の前文では、さらに「これら団体の宗教生活における活動以外に、当該団体は、祭祀、訓育、教育、福祉、保健の領域で活動する」ものであり、国民意識の振興の領域においても、当該団体は国の生活において重要な役割を果たしていることを確認している。この確認によって新法律は、教会に対し、これまでの償いを保障した<sup>(87)</sup>。

新法案を起草するに際して、ポレラツキーが指摘しているように、すべての宗教団体、信徒団体および教会は、法律においてより理解をし易くするために、「教会」という言葉によって表示されることになった。この統一的な表現は、宗教によって異なる表現を廃棄することを意味するものでもなければ、また国によって統一されたことを意味するものでもない。これまで一般に用いられた表現を新たに評価したものと言つてよい。これまで「教会」は、全国的に組織された宗教団体であった。実際に、このような教会は、歴史的に「受容された」共同体であった。ある共同体が「教会」であるかどうかは、国の意向に依拠すべきものでもない。これに対しある共同体が「信徒団体」であるかどうかは、国によって決められる。ポレラツキーによれば、「信徒団体」は、セクトでもなければ、また旧来の自律的な教会グループでもなく、完全な法人格をもった団体である。国家教会法の意味では、法律においては教会というよりも、

信徒団体という方が適切であろう。というのはこの表現は、本質的なものをよりよく表しているからである。<sup>(88)</sup>

## (2) 教会その他宗教団体の創設とその自律性

同じ信仰箇条の信徒は、自らの信教の行使において、自律的な宗教団体、信徒団体、または教会を創設することができる。<sup>(89)</sup> 教会は、宗教活動の行使のために憲法に違反せず、国の法律に背反しない場合、これを創設することができる。新法律の第二章は、教会を、詳言すれば、教会の登録の面でこれを規制している。教会は、その場所について、所管の県裁判所により、ブダペストにおいては、首都裁判所によって登録に必要な要件の最低規準が充たされれば、登録簿に記載される。その際、教会の信仰箇条が、裁判所によって審理されることはない。創設者は組織された統一体、すなわち彼らが法人格を備える教区を設けなければならない。<sup>(90)</sup> 新たな規定によって、教会は法人格をもつことになったが、従来のように公法上の団体ではない。旧来の法的状況では、教会の特別な役割——教会が数世紀にわたり、学校において、また奉仕活動において果たしてきた——が表出されていた。今日の見解によれば、公法上の団体の性格は、内容的に特別な地位を意味するものでもないが、ボレラツキーによれば、この範疇に復帰することはありうる。教会は、卓越した精神的価値を担い、かつこれを伝達してきたからである。現在教会は民法上の法人の範疇にいれられているが、教会は、これら法人とは本質的に精神的価値の担い手として区別されている。<sup>(91)</sup>

国家権力は、国家機関が教会の指揮および監督を行うことができないように、教会の自律性を保障している。これらの規制は、自律性のもっとも確実な保障であるようにみえる。教会の法人格の側における権利侵害については、国選弁護団により訴訟が提起される。教会の法人格は、訓育、教育、文化、慈善、保健、スポーツ、児童・青少年保護におけるすべての活動を行うことができる。これらは、国の法律によれば、国ないし国家機関の専有的権限に属する

ものではない。教会の法人格は、その活動領域において、諸施設を設置、保持することができる。またこれら施設においては、宗教を——義務としてではなく、自由に——教育することができる。<sup>(92)</sup>

これまで教会の高位の役職者を決める場合の国の同意は、その者が国内の役務の権限に属しない場合、必要とされたが、国家権力は、これまで国家元首に与えられていた権限を放棄した。それと結びついていた国家的宣誓も廃止された。法律の発効によって、旧来、教会の自律性を侵害してきたすべての制限が廃棄された。たとえば教会会議集についての国の権限、教会法の国による確認、聖職者の国家的宣誓および土地取得の制限がそれである。もっともこれらの規定の重要な部分は、実際には最近ではもはや適用されていなかった。<sup>(93)</sup>

### (3) 教会の経済的活動

法律は、教会法人の財産は、主として献金および自然人、法人、法人格をもたない組織の寄金ならびに教会奉仕のための寄金よりなる。教会法人は、特別の許可なく献金を徴収する権利を有する。この献金は、〔法人〕人格の所得税に関する一九八九年法律第四五号によれば、それが教会によって運営される機関のために決められ、または公益のために責務を遂行する場合に、控除の対象になりうる。その目的の実現のための経済的要件を充たすため、教会法人は、経済的または企業的活動を行い、社会組織のための規制にしたがって事業を設立し、経済的団体を創設し、またはこれに加入することができる。<sup>(94)</sup>

### (4) 軍人の靈魂救済

軍事施設で、宗教は、軍務において——当該施設の日程に合わせて——個人として自由であるが、団体として行動することはできない。軍事施設を除けば、宗教の個人としての行為および団体としての行為は制限を受けない。軍事

施設における団体としての宗教上の行為が、軍務において生ずる特別な制約の故に認められないとする見解は、十分に根拠のあるものとは言えないように思われる。軍人の靈魂救済の職は、数百年以上の過去に遡る。従軍司祭団の端緒は一五世紀から一六世紀への転換期まで遡る。軍人の靈魂救済は、一八六〇年代において君主国の領域で、また一八六九年には至るところで新たに組織化された。一九二三年ローマ・カトリック教会の従軍司教が、および共通のプロテスタントの従軍監督が任命された。彼らは一九四九年までその職にあった。歴史的な伝統および最近における道徳的価値の著しい低下によって、軍事施設においても宗教の団体としての行為の保障に賛成する意見がみられる。<sup>(95)</sup>

(5) 国と教会との協定の解消

一九九〇年一月二五日の議会の議決の後、国と教会とのすべての協定は、一九九〇年二月三一日までに審査されなければならなかった。一九九〇年二月六日に国とカトリック教会との協定、一九九〇年三月一九日には、改革派、ルター派および合同派の教会との協定、さらにユダヤ教代表団との協定は、国の共同決議により、さらにそれぞれの所管の教会指導部によって「解消」された。ボレラッキーによれば、強制力をもって取り決めざるをえない協定の「解消」よりも、「無効宣言」(Nichtigkeitserklärung) がより望ましかった。<sup>(96)</sup>

あとがき

以上、本稿では、まずCSCEプロセスにおける人権問題の転機となった第三回のウィーン会議における最終(合意)文書において、WTO加盟国を含めて人権の取り決めが行われ、パリ人権会議に到った経緯をとりあげた。ウイ

ーン会議は、ソ連のペレストロイカ政策が打ちだされる時期とほぼ一致するが、この会議からパリ人権会議にいたるソ連の人権政策の転機のもつ意義はきわめて大きかった。<sup>(97)</sup>ともかくもウィーン会議での取り決めに契機としてWTO加盟国の民主化・自由化は一気に加速化した。それは人権の国際化という時代的要請にそうものであったが、その先駆的役割をはたしたのがポーランド、ハンガリーであった。換言すれば、それは両国が西側諸国の提案に肯定的な反応を示し、旧ソ連・東欧諸国との共同提案を拒んだことに表れている。<sup>(98)</sup>もとより両国における改革の過程が、全く異なった展開をみせたこと、さらに異なる勢力によって担われたことはすでに述べたとおりである。<sup>(99)</sup>

とくにハンガリー革命は、一九五六年の動乱より一九八九年まで「ヨーロッパにむけての最も長い道のり」(the longest walk to Europe)を辿った。短期的な視点からみれば、宗教が状況を変えることは殆どなかった。一般にキリスト者が、旧東ドイツ、ポーランドおよびチェコスロバキアで成功をおさめたという判断が認められるとしても、ハンガリーではこれはあてはまらない。ハンガリーでは、すでに触れたように、宗派的には混合した国家で第二次大戦以前においてすら世俗主義的傾向がみられ、ポーランドにおけるように、宗教が公共生活ないし思想においてきわめて重要な役割を果たしたとは言い切れなかった。ローマ・カトリック教会の階層制は、ポーランドのように統合されなかった。ハンガリーのミンゼンティ József Mindszenty 枢機卿は、ポーランドのウジンスキー枢機卿より融通性がみられたが、それほど成功をおさめたわけではなかった。ハンガリーの革命的变化は、その殆どが改革派の仕事とされ、宗教は彼らから便益を与えられた。革命とともに自由と寛容が認められたが、共産党体制との協力は教会内ですすめられた。ポーランド、旧東ドイツではみられない方法で行われたのである。このように歴史的状況はポーランドとは全く異なっていた。<sup>(100)</sup>ハンガリーの良心および信教の自由ならびに教会に関する法律は、きわめて包括的であり、国の

側から教会の自律性の要件がつけられたことは見のがすことができない。国がもはや教会の問題に介入することはないであろう。また教会の法律が国の承認を必要とすることもなくなるであろう。さらに各教会は、多元主義的徴候を反映して、同等の権利を与えられることになろう。ポレラツキーによれば、精神および人格の自由は、信教の自由によって根拠づけられるものである。国の教会からの分離は万能薬ではない。また「理論の呪文」でもなく、民主的國家秩序の確固たる支柱として解されるべきであろう。<sup>(10)</sup> われわれはここに新しい時代の流れをみるおもしろいがある。

## 注

(1) 清水「旧ソ連・東欧諸国憲法と人權の国際化——「信教の自由」規定を中心として——」早稻田政治経済学雑誌第三十一号一頁以下参照。

(2) 当時ソ連は、ヘルシンキ宣言をブレジネフ外交の勝利として評価し、一九七七年のいわゆるブレジネフ憲法第二九条によって第一バスケットの一〇原則(注(7)参照)を遵守すれば、西側諸国はソ連の東欧支配に挑戦する余地はないと解した。他方、西側諸国は、逆にソ連の東欧支配を不当とみなす論拠とした。両陣営の間に宣言に関する解釈に相違がみられた。この点については、吉川元「CSCEとソ連——国際人權システムへの収斂——」伊東孝之編『ソ連・東欧諸国の変動と国際システムへの再統合I』(北海道大学スラブ研究センター・一九九二年)一二頁参照。

(3) ヘルシンキ宣言の履行の再検討の第一回ベオグラード会議(一九七七年一〇月から七八年三月まで)、第二回マドリッド会議(一九八〇年一月から八三年九月まで)につづいて第三回のウィーン会議が開かれた。この過程を一般にCSCEプロセスという。これらの再検討会議では、当初、東側諸国が軍縮を提案したのに対し、西側諸国は東側諸国の人権抑圧を追及し、相互に対立した。しかしゴルバチョフの「新思考」外交を背景にCSCEプロセスもようやく進展し、第三回ウィーン会議の最終文書で各バスケットについて実質的な合意に達した。この間の経緯についてはStefan Lehne, *The Vienna Meeting of the Conference on Security and Cooperation in Europe, 1986-1989*, A

- Turning Point in East-West Relations, 1991. を参照。第一章「ヘルシンキからウィーンまで」はその経緯に詳しい。
- (4) レーネによれば、旧ソ連の人権擁護のために活動したA・マルチュンコ Anatoly Maschenko の刑務所における一九八六年二月八日の死去は、東側諸国、とくに旧ソ連に対する悲観主義を確認したようにみえた。しかしながら同年二月一九日、旧ソ連の人権上の慣行において最初の変化の徴候がみられた。ゴリキ市からサハロフ Andrej Sakharov が釈放され、さらに一九八七年二月一〇日には、一四〇名の政治犯が釈放された。また旧ソ連市民が移民することも許され、その数も次第に増えた。この国における政治的・文化的風土も開放的になった (Lehne op. cit., p. 68-9)。
- (5) *Paul Routh, Religions- und Kirchenpolitik unter Gorbatschow*, 1989, Berichte des Bundesinstituts für ostwissenschaftliche und internationale Studien (BIOst), 1989, Nr. 46. 7の論稿は、ゴルバチョフが宗教のペレストロイカ (改革) を唱えるに至った経緯についてきわめて詳しく。
- (6) Lehne, op. cit., p. 150. レーネは、「東側諸国は、それぞれの国の多くの憲法とB規約およびA規約における構成国が示してきたように、古典的な人権の伝統を完全に破棄してきたわけではなかった。また西側諸国のほとんどの国もそれぞれ社会的・経済的権利をますます重要視している」と述べている。そして両者の意見の隔たりは時としてそれほど大きなものでもなければ、また橋渡しできないほどのものでもないように思われるとしている。
- (7) Lehne, op. cit., p. 150. CSCE の最終「合意」文書で、ヨーロッパにおける安全保障・協力のための課題を三つのバスケットに分類して設定した。第一バスケットは、参加国間の関係改善、たとえば主権尊重、武力不行使、国境不可侵、領土保全、紛争の平和的解決、国内問題への不干渉、思想、良心、信教または信条を含めて人権および基本的自由の尊重等に関する協力 (pp. 6-7)、第二バスケットは、経済、科学、技術、環境での協力 (pp. 8-10)、第三バスケットは、人的接触、情報、文化の領域での協力と交流、教育の領域での協力と交流等の四つの領域に分けられた (pp. 10-11)。この第三バスケットについては、吉川・前掲論文一〇——一頁参照。
- (8) Lehne, op. cit., p. 150.
- (9) 吉川・前掲論文二〇頁参照。ゴルバチョフは、その演説後直ちに自らの提案を実施し始めた。一九八九年二月一〇

日、旧ソ連最高会議幹部会令において、集団殺害罪の防止および処罰に関する条約など人権に関する六条約について国際司法裁判所の強制管轄権を受諾することを決定した。

(10) *Ibid.*, pp. 150-1. 参加諸国間の、またその内部の公開性および東・西両陣営における国民間の「壁」の除去は、CSCÉプロセスの当初から、西側諸国の中心課題であった。公開性はウィーン会議で締結された文書の主要なテーマであった。移転の自由に関する諸規定、第三バスケットの人的接触のテキストおよび情報の自由ならびにジャーナリストの労働条件に関する条項は、初期のCSCÉコミットメントよりも、より詳細なものとなり、かつ具体的なものになった。また多元主義の問題も、東西間の体系的な差異の核心そのものに触れるものであった。CSCÉプロセスにおいて事前にこの目標を推進しようとする努力がなされたが、東側諸国の徹底した反対に逢着した。会議の初期の段階でも同様に、西側諸国の代表は、多元主義的な政治システムの核心的な要因を、第三回ウィーン会議の議事日程に挙げることを断念した。自由選挙、プレスの自由および集会の自由のような問題を日程表に挙げることは、一九八七年の始めにおいては、いまだ全体として非現実的であり、非生産的であるとみられた。旧ソ連にとって、この段階ではゴルバチョフの宗教政策ないし教会政策は未だ具体化されるまえであった。

(11) *Ibid.*, pp. 156-7.

(12) *Ibid.*, pp. 157. 東側諸国の中でも、旧ソ連およびブルガリアが「反宗教的宣伝」を憲法に明示していた。この点については、清水・前掲論文二二頁参照。

(13) 東側諸国のなかで、「宗教禁止」を明示したアルバニアにも九〇年初頭から民主化の波が押し寄せた。

(14) *Lehne, op. cit.*, p. 157. ロシア正教一〇〇〇年祭を認めたことが、旧ソ連の宗教政策を再考させる契機を与えることになった。Roth, a. a. O., S. 7. 一九八八年四月二九日、ゴルバチョフはロシア正教会総主教ピールメンと会見した。このほか René Ahlberg, 1000 Jahre Christentum in Russland, Osteuropa, 1989, S. 3-22. 参照。

(15) *Lehne, op. cit.*, p. 158. 第一六項に含まれている諸権利のカatalogは、宗教的接触に関する第三バスケット第三二項によって補完されている。これはそれまでのCSCÉプロセスの諸文書をカバーする重要な進展をなすものである。

- (16) Ibid., pp. 158. なおヨーロッパ安全保障に関する諸問題としてかけられた諸原則は二七項目に及ぶ。この点について、Ibid., pp. 224 ff. 参照。第一六項はさらに一一に細分されている (Ibid., pp. 229-30.)。
- (17) Ibid., pp. 158.
- (18) Ibid., pp. 229-30.
- (19) Ibid., pp. 158-9.
- (20) Ibid., pp. 159.
- (21) 吉川前掲論文一五—六頁。ウィーン会議は、旧ソ連・東欧諸国の国内情勢を反映してかつてない具体的な新たな合意に達した。なおNGOはNon-Governmental Organizationの略語である。旧ソ連ブロック内の人権NGOは、社会主義体制の人権問題の解決に向けての国際協力をもっとも積極的に主張してきた。
- (22) 同右論文二〇頁。旧ソ連のブロックの崩壊によって東西両陣営の対立が終焉したことは言うまでもない。
- (23) Brunner, op. cit., p. 475.
- (24) Ibid., pp. 457-6.
- (25) Ibid., pp. 476.
- (26) Brunner, op. cit., p. xi. それはすでに述べたゴルバチョフの国連演説後に旧ソ連でとられた措置に合致するものであった。注(6)参照。
- (27) Ibid., pp. xi-xii.
- (28) *Otto Luchterhandt, Neuere Entwicklungen der Religionsgesetzgebung in Osteuropa*, Zeitschrift für evangelisches Kirchenrecht (ZevKR), 35 Bd. 3 Hef. 1990, S. 293 ff.
- (29) Brunner, op. cit., p. xii. 一九八九年一〇月一八日、国会で採択されたハンガリー共和国憲法については、平泉公雄「ハンガリー共和国憲法」(法律第六二巻三号・一九九〇年)九二頁以下参照。この邦訳のまえに早川弘道「ハンガリーの憲法改正」同誌八五頁以下参照。このハンガリー憲法に触れたものとしては、ケルン大学のシュテルン教授のもとでともに学んだガボア・ハルマイ Gábor Halmay (高田篤・小山剛共訳)の「ハンガリー現行憲法と『新憲法』の構

成原理」(ジュリスト・九四六号)六三頁以下参照。ハンガリーの憲法裁判所がドイツの憲法裁判所型に影響を受けたことは明らかである。この問題については Antal Ádám, *Der Schutz der Grundrechte durch die Verfassungsgerichtsbarkeit in Ungarn*, in: Georg Brunner (Hrsg.), *Politischer Pluralismus und Verfassungsstaat in Deutschland und Ungarn*, 1992, S. 23 ff.

(30) ただし民主フォーラムと独立小地主党とのあいだには農業政策をめぐる意見の対立がみられた。なお連立内閣の新首相には民主フォーラム党J・アンタルが選ばれた。その後五月には、自由民主同盟より共和国初代大統領として A・グンツ Arpád Göncz が選ばれた。Political Handbook of the World, 1991, A. S. Banks (Ed.) p. 289 ff. 読売年鑑(読売新聞社・一九九一年)五九七頁参照。

(31) 一九八九年四月の憲法改正により二院制になった。「連帯」系議員は「市民委員会」として議員団を組織した。同委員会は上院で一〇〇議席中、九九議席、下院では四六九議席中、一六一議席を占めた。Political Handbook of the World, 1991, p. 549. 読売年鑑・同上五九六頁。

(32) Brunner, op. cit., p. xii.

(33) 清水望『国家と宗教』(早稲田大学出版部・一九九一年)六〇三頁。

(34) 一九九〇年三月には共産党と野党勢力の円卓会議で大統領職を新設してムラデノフ Petur Toshev Mladenov を選出した。同年四月三日に憲法改正、同年六月に実施された自由選挙では、党名を変更した社会党が四〇〇議席の過半数を制した。その後ムラデノフ大統領が反政府デモに強硬姿勢を取ったことがわかり辞任、同年八月、野党側からジェルフ Zhelyu Zhelev が大統領に選出された。なお一九九〇年一月一日に国名はブルガリア共和国になった。Political Handbook of the World, 1990, p. 89. 読売年鑑・同上五九九頁。翌九一年七月一二日、共和国憲法が可決されたが、その第一三条で同国の伝統的宗教がギリシャ正教の信仰告白である(三項)旨が明示されている。

(35) *Luchterhandt*, a. a. O., S. 283.

(36) 国名も、ルーマニア社会主義共和国をルーマニアに変更した。一九九〇年五月、自由選挙の上下両院(定数は上院一九、下院三八七)選挙と大統領選を実施、救国戦線評議会(FSN)が野党を抑え、上院で九二議席、下院で二六

三議席を獲得、圧勝した。大統領にはイエリスキ Ion Iliescu が選出され、同年六月に就任した。Political Handbook of the World, 1991, p. 562 ff. 読売年鑑（一九九一年版）五九八頁。

(37) Luchterhandt, a. a. O., S. 283.

(38) 『ニュースウィーク誌』一九九〇年五月一七日号五頁参照。清水・前掲書五九六頁。

(39) Luchterhandt, a. a. O., S. 283-4.

(40) Vgl. A. a. O., S. 284.

(41) World Chritian Encyclopedia, Barrett, David B. (Ed.) 1982, p. 694. 『世界キリスト教百科事典』バレット、D・B・編（竹中正夫他訳）（教文館・一九八六年）五〇八頁。同事典によれば、どの教会の礼拝やミサにも、とりわけほとんどの聖所の内部（聖職者や教会役員）にも警察のスパイがいることが広く知られていた。逆説的であるが、教会と国家との分離は国家の側からみる限り、全く実現していなかった。ノボシビルスク大主教は、左遷されてボログダ主教とされていたが、一九七二年一月にはモスクワ総主教によりすべての役職から解任された。彼は教会と国家の分離を厳格に守ろうとする陣営の中心人物であった。

(42) Luchterhandt, a. a. O., S. 284-5.

(43) A. a. O., S. 285.

(44) 仲井斌『ヨーロッパの外国人問題』岩波ブックレット二三五号（岩波書店・一九九二年）七頁以下参照。

(45) Glaube in der 2. Welt (G 2 W), 1991/19. Jahrgang Nr. 2. S. 3.

(46) A. a. O. アルバニアでは「アリア Ramiz Alia 大統領は「宗教的宣伝」を国事犯とし罰する法律を廃止した一九九〇年五月八日にはじめてそれまでの宗教に敵対的な態度を改めた。その後まもなく彼は教会とイスラム教の礼拝堂の再開を考慮した。彼はアルバニアが全欧安保協力会議に加盟を申請したのち党の独占を打破する憲法改正を表明した。

(47) 一九九二年三月二二日のアルバニアの総選挙では、最大野党の「民主党が社会党（旧労働党）に圧勝し、完全に共產主義体制に終止符を打った」ことが報ぜられた（一九九二年三月二三日朝日新聞夕刊）。その後四月一〇日アルバ

ア国営通信の伝えるところによると、同国のサリ・ベリシャ民主黨議長が新大統領に選出、人民議會で「アルバニアに深い傷を与えたのは神ではなく、共產主義だ」として、共產主義との決別を宣言した。なお新大統領は初の民主黨政權を担う閣僚評議會議長（首相）にアレクサンデル・メクシを任命した（一九九二年四月一二日朝日新聞朝刊）。Stephan Lipsius, *Unterwegs zur Demokratie, Glaube in der 2. Welt* (G 2 W), 1992/20, Nr. 7/8, S. 17 ff. は、最近の事情に詳し。

(48) *Vgl. Georg Brunner, Ansätze zum einen "sozialistischen Parlamentarismus" im sowjetischen Hegemonialbereich*, in: Rytlewski (Hrsg.), *Politik und Gesellschaft in sozialistischen Ländern*, 1989, S. 151 (163 ff.).

(49) *Karl Hartmann, Polen: Nachgeben des Staates gegenüber der Kirche, Osteuropa-Archiv*, 11/12, 1989, A 662.

(50) Niels C. Nielsen, *Revolutions in Eastern Europe, The Religious Roots*, 1991, p. 65. ポーランドの自由を求める闘いは、果敢ともいふべき忍耐の試みであった。それは一九八〇年代の全般を覆うものであったが、一九八〇年代末に大きな変革期を迎えた。というのは旧ソ連ブロックにおいて最初の非共產黨政府を樹立し、他の旧社会主義諸国に少なからず影響を与えたからである。この歴史的な事件は、共產黨の次第に疲弊していった指導者らに対する頂門の一針ともいふべきものであって、結局において彼らは政權を放棄せざるをえない羽目におちいった。

(51) 袴田茂樹「ソ連・東欧の宗教政策」柴田敏夫編『政治と宗教のあいだ』（有斐閣・一九八六年）一八〇頁。

(52) *Hartmann, a. a. O.*

(53) Nielsen, op. cit., p. 72. 「ポーランド社会は、世俗化への過程にあるものと考えられた。これに対し宗教側の抵抗は、それが疎外される兆候であると受けとめられた。事実、共產黨支配のもとでは非世俗化（現象）がみられた。伝統的な世界観ないし価値（観）が放棄された場合、しかもこのような事態がおこるとすれば、次の段階は必然的に社会主義になるものと誤信していた」と批判的に述べている。

(54) *Hartmann, a. a. O.*

(55) Nielsen, op. cit., p. 72. ニールセンはさらに「共產主義者は、キリスト教に二者択一の余地を認めなかった。共產主義者に対する闘いの過程においてキリスト教の信仰は、純粹なものになり、教会は成長した。世俗的な知識人たちで

すら、もはやそれを旧体制の擁護者とはみなかった」と述べている。

- (56) Ibid.
- (57) Hartmann, a. a. O.
- (58) Otto Luchterhandt, *Neuere Entwicklungen der Religionsgesetzgebung in Osteuropa*, S. 293 f.
- (59) 「五月立法」に「五月」は「Alexandera Grommas のドイツ語訳によった」。
- (60) Luchterhandt, a. a. O., S. 294.
- (61) この良心および信仰の自由の保障に関する法律の前文にみられる文言は国とカトリック教会に関する法律の前文にもみられる。
- (62) Luchterhandt, a. a. O., S. 294-5.
- (63) A. a. O., S. 295.
- (64) CSCEの第三回のウィーン会議で良心的理由による兵役拒否の権利については、オーストリアによって提案された。Lehne, op. cit., p. 158. 実際には、ポーランド最高裁判所は、民間の代替役務が在存しないという事由により良心的理由による兵役拒否を許容できない旨を表明した (G 2 W, a. a. O., S. 6.) が、問題なしとしない。
- (65) 清水・前掲書六〇八頁。
- (66) *Verfassungen der kommunistischen Staaten*, Brunner/Meisner (Hrsg.) 1980, S. 347.
- (67) 袴田・前掲論文参照。クラクフの枢機卿がローマ法王に選出されたことから明らかである。
- (68) Lehne, op. cit., p. 229.
- (69) Luchterhandt, *Freedom of Reforms*, 1990, p. 293 f.
- (70) 「国家と宗教の分離」を法的基盤としながら、他方において協力関係にあるドイツにおいても宗派同権の原則が問題になる。この点については、清水・前掲書第四編第三章を参照されたい。
- (71) カトリック教会以外の教会と宗教団体にも、その自律性について詳細に認めていることは注目されてよい。なお独訳では、宗教法第一九条二項のうち⑨が欠落している。

- (72) Luchterhandt, op. cit., p. 297.
- (73) Nielsen, op. cit., p. 82.
- (74) Ibid. p. 83. ノーランドは他の東欧諸国とは異なり、その農地は私有が認められていた。しかし数多く農場が旧式で、それらの少なくとも八〇％が新経済「体制」においては収益をあげることができないのではないかと推定されている。
- (75) *Lóránd Bolvatzky*, Neues Gesetz über die Gewissens- und Religionsfreiheit und die Kirchen in Ungarn, ZevKR 35, S. 323-4.
- (76) Nielsen, op. cit., p. 53-4.
- (77) *Bolvatzky*, a. a. O., S. 323-4.
- (78) A. a. O., S. 324. Jahrbuch des öffentlichen Rechts, N. F. Bd. 39. S. 270-1. 前掲邦訳九九頁参照。
- (79) *Bolvatzky*, a. a. O., S. 324.
- (80) A. a. O., S. 324-5.
- (81) A. a. O., S. 325.
- (82) A. a. O.
- (83) A. a. O.
- (84) A. a. O.
- (85) A. a. O., S. 324.
- (86) A. a. O., S. 328.
- (87) A. a. O., S. 324.
- (88) A. a. O., S. 326-7.
- (89) A. a. O., S. 326.
- (90) A. a. O., S. 327.

- (91) A. a. O. ボレラツキーが引用しているように、フッシャーの著書を引用して、ドイツ連邦共和国では、公法上の団体は、教会税法において、また宗教教育において若干の特権を有する。Vgl. Fischer, *Trennung von Staat und Kirche*, 1964, S. 192.
- (92) *Bolenzky, a. a. O., S. 328.*
- (93) *A. a. O., S. 330.*
- (94) *A. a. O., S. 328-9.* この活動は、その収益税支払の義務を負う。
- (95) *A. a. O., S. 326.*
- (96) *A. a. O., S. 330.*
- (97) これらの再検討会議のあいだに幾多の専門家会議が開催された。なおCSC E会議の一覧表(一九七二―九二年)については、Lehne, *op. cit.*, p. 217-8. 参照。
- (98) 詳言すれば、ソ連はウィーン会議でブロック内の意見の調整役をしばしば放棄した。再検討会議、とくにウィーン会議で数多くの共同提案がなされたが、東側諸国の提案の総数は七二にのぼり、西側諸国の提案数三〇の二倍以上に及んだ。このためソ連は、もはや調整役たりえなかった。ポーランド、ハンガリーに対して、旧東ドイツ、チェコスロバキア、ブルガリアは、伝統的立場を固執したため改革が遅れたことは否めない。吉川・前掲・論文一四頁参照。
- (99) *Luchterhandt, a. a. O., S. 293 ff.*
- (100) *Nielsen, op. cit.*, pp. 63-4.
- (101) *Bolenzky, a. a. O., S. 330-1.*